

"Shimin" as a translation of "bourgeois" and "citoyen"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18266

研究ノート 歴史的用語としての「市民」

— 故林宥一さんに捧ぐ —

野村（中沢）真理

はじめに

1. 原語の意味の変化
 2. 翻訳語としての「市民」
 - (1) 第二次世界大戦前
 - (2) 第二次世界大戦後
- 参考文献

はじめに

この研究ノートのタイトルは、林さんの著書『「無産階級」の時代』（青木書店、2000年）の第1章第1節のタイトル「歴史的用語としての『無産階級』」に対応している。私の研究ノートは本来、同書の執筆を進めていた林さんのために書かれるはずであった。

きっかけは、論創社から刊行予定の『哲学・思想翻訳語事典』で、私が「市民」という項目の執筆を引き受けたことである。哲学や思想を論じる外国語の文献を邦訳するとき、翻訳語の決定には、翻訳者個人の言語感覚や、それを左右する時代の価値観といったものが大きく影響するであろうし、あるいは翻訳語として選定された漢語が日本語のなかで持っていたもとの意味に引きずられて、翻訳語の意味が原語からずれてしまう場合もあるだろう¹⁾。この事典は、哲学や思想史の分野で使用される200あまりの翻訳語を選び、その成立事情や、翻訳語そのものがたどった意味の変化を明らかにしようとするものである。

「市民」についていえば、明治時代の日本には、中世ヨーロッパの都市の

bourgeois や citoyen, ルソーの『社会契約論』でいわれる citoyen, あるいはマルクス主義で用いられる階級的な意味での bourgeois が、ほとんどいちどきに入ってきた。これらに対して「市民」という翻訳語がどのように定着し、普及していったのか。これらすべてに「市民」という一つの翻訳語をあてることによって、概念上の混乱は起こらなかったか。市民運動や市民参加といった言葉がさかんに使用される現代、私たちは「市民」という語にどのようなイメージを持っているか。

学生時代、ヘーゲルやマルクスの近代市民社会論の研究から出発した私にとって、「市民」は最もお世話になった翻訳語の一つである。あらためてその成立事情や意味の変化を反省してみることは、やりがいがある。しかし実際に明治や大正時代の文献から「市民」の使用例を採集する段になって、私ははたと困ってしまった。日本史の専門家ではない私には、どのような文献にあたればよいかわからず、さらにそれらの文献が世に出たときの時代状況、言語状況といったものがよくわからない。そこにあらわれたのが、林さんという強力な助っ人だった。

『「無産階級」の時代』を執筆するため林さんは、プロレタリアに対して「無産階級」という翻訳語が使用されるにいたる事情を調べていたのだが、「市民」はプロレタリアとセットで論じられるブルジョアの翻訳語でもある。林さんは私の仕事に関心を持ち、「無産階級」に関して自分が集めていた文献を見せてくれた。1999年の年明けのことだ。それから半年以上かけて私は、林さんの協力を得ながら古い英和辞典や翻訳書、時事評論など、「市民」が登場する文献を集め、わからないときは林さんに文献の読み方を教えてもらった。林さんとは何年間も同じ学部の同じ講座に所属しながら、専門の違いから、これまで勉強のことでこれほど密度の高い交流をしたことはなかった。その交流の過程で私は林さんのリクエストに応じ、私が集めた文献を整理して研究ノートにまとめる約束をしたのである。

1999年8月の初め、林さんが北海道へ自転車旅行に出発する前々日だったと思う。

「そろそろ翻訳語事典の原稿の下書きをするから、北海道から帰ったら読んでみて。」

「ああ、いいよ。」

これが林さんと交わした最後の会話になった。研究室で「市民」関連の文献を整理していたとき、金沢に帰ってきたのは、旅行中に林さんが急逝されたという悲報だけであった。

最も大切な読者を失った衝撃は深く、途中まで書きかけた研究ノートを閉じたまま1年が過ぎた。しかし再びめぐってきた8月のうちに、何としても林さんとの約束を果たしたい。この研究ノートは、日本における「市民」という翻訳語の使用例を体系的かつ網羅的に明らかにしたものではない。もとよりそのような研究は、専門家ではない私の能力を越えている。この研究ノートは、ささやかながら私と林さんが集めた文献を公開し、林さんのように「市民」という翻訳語に関心を持つ人々に情報として提供することを目的としている。文献からの引用は、読みやすさに配慮してカタカナ書きをひらがな書きにし、旧漢字を新漢字にあらため、適宜、句読点や濁点をふした。カタカナのルビは原史料のものである。

末尾ながら、林さんの紹介により、東京経済大学の牧原憲夫先生からも文献とご教示をいただくことができた。拙い研究ノートにお名前をあげさせていただくとご迷惑なさるのではないかと恐れながらも、ここに厚く御礼申し上げます。

- (1) 柳父章『翻訳語成立事情』(岩波新書, 1982年)は、後者の例として「自然」「権利」「自由」「彼」を取り上げている。たとえば伝来の漢字言葉としての「自由」には、「我まま勝手」という意味の用例の方が多かった。

1. 原語の意味の変化

現在「市民」と訳される語は、ドイツ語では Bürger, フランス語では bourgeois, citoyen, 英語では burgess, burgher, citizen である。これらの語は、歴史的にその意味内容を変化させてきた。私の専門がドイツの社会思想史であるため、私の知識がドイツ語に偏っていることをことわった上で、以下で、おもにマンフレート・リーデルに依拠しながら¹⁾、ドイツ語の Bürger とフ

ランス語の *bourgeois*, *citoyen* について意味の変化をまとめておこう。リーダーは、日本でもよく知られたヘーゲル研究者である。

まずこれらの語の発生起源をたどると、ドイツ語の *Bürger* は、かつては都市 (*Stadt*) も意味した *Burg* から派生し⁽²⁾, *Burg* の住民を意味した。ドイツ語が *Bürger* という1語しか持たなかったのに対し、フランス語では、ラテン語の影響のもとで複数の語が形成される。すなわち都市や市のたつ町を意味した *bourg* から、その住民である *bourgeois* (11世紀) が、都市あるいは都市国家を意味する *cité* から、その住民である *citoyen* (12世紀) が派生した。英語の *burgess*, *burgher* は前者に、*citizen* は後者に対応する。

11世紀以降のヨーロッパに誕生した都市 (*Stadt*, *cité*) は、封建社会のなかで独自の都市法を持ち、貨幣鑄造権、徴税権、裁判権などを自治的に行使する特殊な法域を構成したが、そのような都市で「市民」(*Bürger*, *bourgeois*, *citoyen*) と呼ばれる住民とは、都市の自治政治に参加する資格を持つ人々をさす。そしてこの「市民」の概念はさらに、古代の都市国家の「市民」、すなわちポリス (*polis*) の住民である *politai* やキウィタス (*civitas*) の住民である *cives* が、都市国家という政治的共同体で正規の構成員を意味したことに由来する⁽³⁾。

しかし古代の「市民」と中世ヨーロッパの「市民」の大きな相違は、古代の理想的な「市民」が、みずからは労働に手を染めず、奴隷や外国人の労働によって生活する土地所有者であり、その重要な任務は政治と国防に携わることであったのに対し、中世都市の「市民」の多くは、商人や手工業者であった点である。フランス語では *citoyen* と *bourgeois* はほぼ同じ意味を保ちつつも、17世紀まで *bourgeois* の方がはるかに頻繁に用いられた。そして中世末期にはこの *bourgeois* やドイツの *Bürger* は、封建的身分制において領主、騎士、貴族、聖職者や農民から社会的活動と生活習慣によって区別される一つの政治的身分と認められるようになる。しかし身分の意味が加わったとはいえ、「市民」は18世紀前半まで、とくに自治都市や都市国家では、古代の「市民」に由来する政治的権利と結びついた伝統的な意味を保っていた。

この伝統的な意味は、絶対王政の出現とともに混乱し始める。フランスについていえば、絶対王政を基礎づける主権論が、国家の主権を君主に集中さ

せ、君主以外の臣民が主権から排除される過程で、bourgeois は次第に政治的権利の意味あいを失い、都市で独立の生計を営む人々一般をさすようになるのである。近代的主権論を論じた最初の理論家ジャン・ボダン（1530-96年）が、bourgeois をたんに都市に住む人の意味で用いてみせたのは象徴的であった。他方この変化の過程で、それまであまり用いられていなかった citoyen の方は、あらめて伝統的な意味が想起されることになる。『社会契約論』（1762年）のルソーは、citoyen を「国家に主権者として参加する人」と定義したが、そのさいルソーがふした次の注はよく知られている。

「*cité* [都市国家] という語の真の意味は、現代人のあいだでは、ほとんど完全に見失われてしまっている。大多数の人は、*ville* [都会] を *cité* と、bourgeois を *citoyen* と取り違えている。*ville* をつくっているのは家屋だが、*cité* は *citoyen* がつくるものであることを、彼らは知らない⁽⁴⁾。」

また1773年のディドロは、「今日のフランスの都市に bourgeois は大勢いるが、その中で *citoyen* と呼びうる者はごく少数しかいない」と述べている⁽⁵⁾。

1789年のフランス革命の成果の一つは、bourgeois と *citoyen* の区別を明確化したことである。フランス革命において君主や貴族の身分的特権が否定されるとともに、bourgeois もまた封建的身分と結びついた意味を失われる。ルソーによって *citoyen* が政治的権利の主体とされたのに対し、bourgeois は、自己の労働にもとづく所有によって基礎づけられる私的人格となった。そしてその私的人格の言論・思想の自由と所有の権利が、「人 (*homme*) および *citoyen* の権利宣言」やナポレオンの「フランス民法典 (*code civil*)」を通じて確定されたのである。もとは *citoyen* の形容詞形であった *civil* から政治的意味あいを取り去り、私的人格にかかわる民事的領域を表す語として使用するやり方は、この時代の新現象であった。

フランス語が bourgeois と *citoyen* という2語を持ち、近代にいたってその意味が分離されたのに対し、*Bürger* という1語しか持たなかったドイツでは、フランス革命における *citoyen* の訳語として *Staatsbürger* という造語が生まれる⁽⁶⁾。詩人で文筆家のクリストフ・マルティン・ヴィーラント（1733-

1813年)は1789年にこの造語を使用しており、さらに1791年にフランスの憲法について次のように書いている。「citoyens (Staatsbürger)」は、彼自身の表記による。

「新憲法によれば、もはや身分の違いは認められない。いまやフランス人はみな citoyens (Staatsbürger) 以外の何者でもなく、そのような者として、みなが一つの身分なのである⁽⁷⁾。」

さらに1793年のカントの一文では、Bürger が Staatsbürger を意味すると同時に、フランス革命における bourgeois と同様、身分的意味を失われ、私的所有と結びついた概念として使用されている点が注目される。

「ところでこのような立法において投票権を所有する人は Bürger (citoyen すなわち Staatsbürger であって、Stadtbürger, bourgeois ではない) と呼ばれる。Bürger であるために必要な資質は、(子供でも女性でもないという) 自然的資質の他は、ただ一つである。すなわちその人が彼自身の主人 (sui iuris) であること、したがって彼が、みずからを養う何らかの所有物を持っていることである(この所有物には、あらゆる技術や手工業、あるいは芸術や学術も数え入れることができる)⁽⁸⁾。」

ここでカントの脳裏にある Bürger とは、参政権を持つ人々であると同時に、すぐれて財産と教養を持つ人々のことであった。マルクスによれば、フランス革命の「人および citoyen の権利宣言」は、この財産と教養を持つ人々の権利を「人」の名において確認したものに他ならない。マルクス主義において bourgeois の集合名詞としての bourgeoisie は、資本主義社会における資本家階級を意味する。これに対してプロレタリアートは、みずからの労働力を資本家に売る以外に生活手段を持たない賃労働者階級を意味し、bourgeois が「人」である社会で、「人」の権利を全面的に剥奪されている者たちとされる。

マルクスに先立ち、政治的領域としての国家と、経済的・非政治的領域と

しての *bürgerliche Gesellschaft* とを概念的に区別したのは、ヘーゲルの『法の哲学』(1821年)であった。ヘーゲルは、*bürgerliche Gesellschaft* における *Bürger* とは、分業を介して結合される経済人としての *Bourgeois* であるとし、*Bürger* の形容詞形 *bürgerlich* を、外来語としてドイツ語に入った *Bourgeois* の形容詞形として用いている。

中世の *Bürger* が中世都市の「市民」の政治的特権や、あるいは商工業身分の身分的特権と結びつき、近代にいたってカントの *Bürger* が財産や教養という特権と結びつけられていたのに対し、現代ドイツ語の *Bürger* は、女性や労働者も含め、地方自治体 *Gemeinde* あるいは国家において公民権を有する住民の意味で使用される。しかしたとえば *Bürgerinitiative* (「市民運動」と訳される) の *Bürger* は、特定の政党に属せずに公的な問題について議論し、みずからの意見を表明する人々であり、たんなる住民を越えた積極的な意味あいを持たされている。

- (1) Manfred Riedel, *Bürger, Staatsbürger, Bürgertum*, in : Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 1, Nachdruck, Stuttgart 1979, S. 672-725.
- (2) 現代ドイツ語の *Burg* は城や城塞を意味する。
- (3) アテネ民主政において「市民であるということは、何よりもまず民会の成員になるということ」であった。太田秀通『ポリスの市民生活』河出書房新社、1991年、117ページ以下を見よ。
- (4) 作田啓一訳『社会契約論』、『ルソー全集』第5巻、白水社、1979年、122ページ。
- (5) Riedel, a.a.O., S. 684.
- (6) ドイツの詩人フリードリヒ・ゴットリープ・クロプシュトック(1724-1803年)は、この造語を *Wasserfisch* (水・魚) と同じく類語重複であると評したが、*Bürger* が伝統的に *Staatsbürger* の意味を含んでいることを示して興味深い。
- (7) Riedel, a.a.O., S. 691.
- (8) Immanuel Kant, *Über den Gemeinspruch : Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis*, in : Immanuel Kant, *Kleinere Schriften zur Geschichtsphilosophie, Ethik und Politik*, hrsg. v. Karl Vorländer, Hamburg 1973, S. 92f. 太字部分は、原文で隔字体によって強調された部分である。

2. 翻訳語としての「市民」

(1) 第二次世界大戦前

明治新政府は五箇条の誓文(1868年)において、「智識を世界に求める」ことを基本方針の一つに掲げた。そのための手段は、1. 留学生の海外派遣、2. 欧米の学者や技術者等の招聘、雇用、3. 欧米の原書、新聞、雑誌等の翻訳や翻案である。そのさい翻訳の対象となった社会科学関係の文献について見ると、明治の最も早い時期に翻訳が始まり、量的にも最多数を占めるのは英語の文献であり、フランス語の文献が、時期的にも量的にもそれに続く⁽¹⁾。現在「市民」と訳される語は、本稿の第1章で示したとおり英語では *burgess*, *burgher*, *citizen*, フランス語では *bourgeois*, *citoyen*, ドイツ語では *Bürger* であるが、まず最初に翻訳が進んだ英語の *citizen* について、英和辞典の訳語がどのように変化していったかを見よう。

明治以前、江戸時代末期に出た堀達之助編『英和对訳袖珍辞書』(初版1862年)を見ると、*citizen* は「素性正しき市井の人、市井の住民」と説明される⁽²⁾。

これが明治6年(1873年)の『官許英和字彙』になると、*citizen* の訳語はやや豊富になり、「府民、自由の民、市人、商賈、住民」である。「府民」とは「都府の住民」のことである。まだ「市民」という訳語は見られない。

現在金沢大学附属図書館が所蔵している旧制第四高等学校蔵書には、明治時代の学生たちが使用したさまざまな英和辞典が含まれている。それらを発行年順に調べてみると、明治前半期に発行された辞典は、基本的に『官許英和字彙』の訳語を採用していることがわかる。一例をあげれば明治23年(1890年)発行の末松謙澄校訂、棚橋一郎編の『英和辞書』(細川蔵版)では、*citizen* の訳語は「府民、自由の民、市人、商賈、住民、公民」である。

これに対して明治も後半期の明治31年(1898年)に発行されたエフ・ダブリュー・イーストレキ、島田豊共編『学生用英和字典』(東京博文館)になると、*citizen* の訳語の筆頭に「市公民、市民」が登場する。これに次いで「府民、公権を有する人、本国人、帰化人」という訳語が並ぶ。

訳語の変化を見ると、明治23年の『英和辞書』では『官許英和字彙』には

なかった「公民」という訳語が加えられ、さらに明治31年の『学生用英和字典』では「市人」という訳語が消え、「市公民、市民」という訳語が選ばれている。この変化には、明治21年(1888年)公布の市制町村制によって、たとえば「大阪市民」と呼ばれる人々が誕生したこと、またそのさい官庁用語として「市公民」という語が使用されたことが影響しているのではないだろうか。明治21年の市制町村制における「市公民」は、「凡帝国臣民にして公権を有する独立の男子、二年以来(一)市の住民となり(二)其市の負担を分任し及(三)其市内に於て地租を納め、若くは直接国税年額二円以上を納むる者」と定義される。その上で市制町村制は、地方自治の担い手をこの「公民」に限定した。「市制町村制理由」によれば、限定の理由は、「市町村を以て其盛衰に利害の関係を有せざる無智無産の小民に放置することを欲せざる」ためである。同じ市民でも、一定の資産を持たない「無智無産の小民」は「市公民」から排除された。ただしここでの「無智無産の小民」や「市公民」には、マルクス主義の階級につながる意味は含まれていない⁽³⁾。

明治30年代、40年代に発行された英和辞典には、明治6年の『官許英和字彙』の訳語と明治31年の『学生用英和字典』の訳語がなお混在する。しかし大正2年(1913年)発行の増田藤之助著『新撰英和字典』(丸善)にいたると、citizenの持つさまざまな意味が「1. 国民、公民、人民、2. 市民、府民、3. 私人(官吏、軍人と区別して)、4. 町人、商人、職人」と整理された形で示されるようになる。

英語の文献に次いで翻訳が進んだのは、フランス語の文献であった。そこで次にフランス語の *bourgeois* と *citoyen* について、仏和辞典の訳語の変化を見よう。

旧制第四高等学校蔵書には、英和辞典や独和辞典に比べ、仏和辞典の数はかなり少ない。その中で、私が見たかぎりでも最も古い仏和辞典は、明治20年(1887年)に初版が出た野村泰亨他訳、中江篤介校閲『仏和辞林』(丸善)の第3版(明治25年、1892年)である。校閲者の中江篤介とは、明治15年(1882年)にルソーの『社会契約論』の抄訳を出した中江兆民に他ならない。この『仏和辞林』を見ると、*bourgeois* は「都人、市人、中等の人、親方(職工頭)、庶人、庸人、平民」、集合名詞としては「府民、市民」と訳され、

citoyen は「士民、自治都府の民、国士、国民、尊敬の辞（嘗て Monsieur の語に代用したる）」と訳されている。

中江篤介自身が野村泰亨と共訳で出した仏和辞典としては、明治26年（1893年）発行の『仏和字彙』（仏学研究会蔵版）がある。上記の『仏和辞林』とこの『仏和字彙』を比較すると、bourgeois の訳語に大きな変化はないが、citoyen については「士民」が消えて「公民」という訳語が筆頭におかれ、また「選挙人」という訳語が加わっている。これも英和辞典と同様、市制町村制の影響と見ることができるかもしれない。

上記の『仏和辞林』と『仏和字彙』の双方にかかわった野村泰亨は、明治43年（1910年）になって新たに『新仏和辞典』（大倉書店）を出す。この辞典は大正4年（1915年）に増訂されたが、それを見ると（ただし私が見たのは大正4年の増訂版の第27版（大正13年）である）、bourgeois は「市民、中人士、工場主、親方、平民」、citoyen は「市民、都人、都人士、公民（選挙権又は被選挙権ある）、敬称（仏国革命時代 Monsieur と同一の意義を有す）」で、bourgeois, citoyen とともに訳語の筆頭に「市民」があがるようになる。

そして大正10年（1921年）発行の柳川勝二他編『仏和大辞典』（白水社）になると、下記のように bourgeois, citoyen とともに、訳語は原語の歴史的な意味に対応してきわめて充実する。

bourgeois 「1.（古）市民、2. 中流人士、中産階級の人、第三階級の人、有産者、3. 都会人士、4. 普通の人、平人、5.（俗）主人、親方、大将、頭、旦那、6. 凡人、俗人、素人」

citoyen 「1. 市民、公民、人民、2. 大革命時代に Monsieur の代りに用ひたる敬称、3.（俗）人、男」

最後にドイツの語の Bürger について見よう。

まず明治6年（1873年）の『官許独和字典』の訳語は、「都府の住民、都の人、名籍のある人（素姓正き人にして事に望で一方を防ぐ人也）」である。

これに対して明治32年（1899年）に改訂第10版が出た福見尚賢、小栗栖香平訳、谷口秀太郎増訂の『独和字典大全』（南江堂、初版は明治18年）の Bürger の訳語は、先に見た明治23年（1890年）の『英和辞書』の citizen の訳語と類似して「府民、都人、平民、自由の民、公民」となり、「公民」が

加わっている。また Stadtbürger は「府民」、Staatsbürger は「国民」と訳されている。

独和辞典の訳語もまた、英和辞典や仏和辞典と同様に、明治から大正時代に移行するころ格段の進歩をとげる。同じく先に見た大正2年(1913年)の『新撰英和字典』とほぼ同時期の明治45年(1912年)に発行された登張信一郎著『新式独和大辞典』(大倉書店)では、Bürger の訳語は、原語の歴史的な意味に対応して充実したものとなる。辞典の記述を整理して示すと次のとおりである。

「1. 城廓(Burg)内の住民, 2. (Stadtbürger) 市民, 選挙人としては公民, (Stadtbewohner, また農民に対して) 都の人, 町人, 住民, 3. (Staatsbürger) 国民, (Weltbürger) 世界的公人, 世界的市民, 四海兄弟主義の人, 4. (貴族に対して) 平民, 輕蔑的な意味では凡人, 賤民, (軍人に対して) 常人(軍務に服せざる)」

以上, citizen, bourgeois, citoyen, Bürger について英和辞典, 仏和辞典, 独和辞典の訳語の変化を見ると, 「市民」は明治時代の後半期になって登場し, 以後明治末までに, 英和辞典, 仏和辞典, 独和辞典とも, 文頭にあげた原語の訳語の一つとして定着したものと思われる。

では次に, 欧米の社会科学文献の翻訳において「市民」がどのように使われたかを見てみよう。

英和辞典とは別に, 「市民」を burgess の訳語として用いた例は早く, すでに福沢諭吉の『西洋事情外編』(1867年)に登場する。『英和对訳袖珍辞書』の burgess は「市井の人, 紳士」, burgher は「市井の人, 素性正しき由緒ある市井の人にして政道戦争にも加はるものなり」で, 「市民」という訳語は使われていないが, 『西洋事情外編』の福沢は「市民」を用いて次のように述べている。

「又『ムニシパリチー』と云ふことあり。これは市民会同の義にて, 元と羅馬の時代より始り, 其後漸く欧羅巴の諸邦に流行せり。即ち市民の業を営むもの, 同心協力して法を設け, 専ら之に依頼して生を安んずる所以なり。」(慶應義塾編『福沢諭吉全集』第1巻, 岩波書店, 1958年, 428ページ。)

ヨーロッパの自由都市に関して、福沢の知識の源はフランソワ・ギゾーの『ヨーロッパ文明史』（1828年）で、福沢が読んだ英訳は、F. Guizot, *General history of civilization in Europe*, tr. by C. S. Henry, New York 1870 である。その英訳にあられる *burgess* に福田は「市民」をあてているわけだが、丸山真男によれば、これは「市民」を訳語として用いたかなり早い例といつてよいようである⁽⁴⁾。

ギゾーの英語版『ヨーロッパ文明史』の第7講のタイトルは「自由都市の勃興」であるが、福沢の『文明論之概略』（1875年）で、この第7講をふまえた記述にも「市民」が登場する。

「斯の如く市民の群を成して独立するものを『フリー・シチ』と名け、或は帝王の命を拒み或は貴族の兵と戦ひ、争乱殆ど虚日あることなし。（『フリー・シチ』は自由なる市邑の義にて其人民は即ち独立の市民なり。）紀元一千年の頃より欧羅巴の諸国に自由の市都を立るもの多く、其有名なるものは伊太里の『ミラン』『ロンバルヂ』〔以下、引用略〕」（慶應義塾編『福沢諭吉全集』第4巻、岩波書店、1959年、138ページ以下。引用文中の（ ）内は、福沢自身による割注である。割注については以下同様に記す。）

漢語の「市民」は、農村ではなく市中に住む人を意味し、狭義には市中にあって商売に携わる人々をさす⁽⁵⁾。漢語の「市民」は自治権と結びついた語ではないが、ヨーロッパの都市の *burgess* の訳語としては不自然ではない。福沢の『西洋事情』と『文明論之概略』は、ともに非常に広く読まれた。上に引用した福沢の文脈での「市民」という訳語は、後に中江兆民の『東雲新聞』の例でも見るように、明治時代の割合早い時期に受け入れられたのではないだろうか。

問題は、この「市民」と、同じ福沢のいう「ミツヅル・カラッス」（middle class）との関係である。ギゾーの『ヨーロッパ文明史』第7講を見ると、ギゾーはアベ・シェイエースの『第三身分とは何か』を取り上げ、近代に国家の主権者であることを要求した *bourgeois* は、政治的観点から見れば、12世紀の自治都市の主権者であった *bourgeois* の後継者であったとする。ギゾー

は、近代の bourgeoisie (英訳では the body of citizens) を自治都市の bourgeois の内容的発展として描いているのだが、福沢の方は、近代の bourgeois を「市民」という語で論じてはいない。福沢が用いている語は「ミツヅル・カラッス」である⁽⁶⁾。

「ミツヅル・カラッス」といわれるとき、一般的にはどのような人々がイメージされていたのか。明治8年(1875年)6月20日の『郵便報知新聞』の論説は、「ミッドル・クラス」を次のように説明している。

「中等なるものにして、文明を進捗するに最大切な部分を働く所の重役者なり。一国の中にて学識を有し気力を労して養ひ脳力を労して以て世の文明を助成するものは皆此種類の人物なり。

所謂『ミッドル・クラス』なる種類は国法を以て定りたるものに非ず。復た私に会社を結びたるものにも非ずと雖も、自から一種の類族を成したるものなり。故に此類中には或は士族もあり平民もありて全く国政上の区別には関係なき者なれば、必ずしも士族のみに限るに非ず。復平民のみに限るにも非ず。士族でも平民でも双方の中にて学識と気力とを有し、脳力を以て働くものは皆此中に加入するなり。故に華族と雖も亦此種類に仲間入りするものあるべき也。」

この論説は自由民権論者を批判したものだが、論説によれば、「今我国安を謀り進捗を助けんものは此学識と気力とを兼有したる」「ミッドル・クラス」のみであった。しかるに民権論者が、いまの「車挽」や「水呑百姓」まで「立派な良民なりとし、是非とも之に民権を張らしめねば真の民権と云ふ可からずと云はば、我々は將に此等の論者を目して真に民権を張らんと欲するの人に非ず。徒に議論を好むものなりと評せんのみ」というのである⁽⁷⁾。

はじめに述べたように、明治時代の日本で英語の文献に続き、明治10年(1877年)から20年前後のいわゆる自由民権時代にさかんに翻訳、紹介されたのが、モンテスキューやルソーのフランス語の文献であった。本稿の第1章「原語の意味の変化」で見た bourgeois と citoyen の区別は、どのように理解されていたのだろうか⁽⁸⁾。ルソーの『社会契約論』の翻訳を見てみよう。

まず服部徳が『民約論』を出したのは明治10年(1877年)である。ルソーは『社会契約論』第1篇第6章で *citoyen* を「国家に主権者として参加する人」と定義しているが、服部訳は次のとおりである。参考のため、訳語のあとに原語をそえた。

「社員を総称して人民 *peuple* と云ふ。又主権に参与するの故を以て之れを国人 *citoyens* と云ひ、国の法律に循ふの故を以て之れを臣民 *Sujets* と云ふ。」(服部徳訳『民約論』、有村壮一蔵板、1877年、1の32ページ。)

ここでの「社員」とは社会の構成員のことである。

服部訳の『民約論』はあまり普及しなかったのに対し、明治15年(1882年)に中江兆民が『政理叢談』に抄訳『民約論訳解』を連載すると、「漢文訳にもかかわらず、かれの名文と、時代の風潮とによって、異常な勢いで民間に流布」した⁽⁹⁾。その中江訳でも *citoyen* の訳語は「国人」である。

服部や中江が『民約論』翻訳の時点で *bourgeois* と *citoyen* の関係をどのようにとらえていたのか、私自身は確認できていない。本稿の第1章で引用したように、ルソーは『社会契約論』第1篇第6章の注で、人々が *bourgeois* を *citoyen* と取り違えていることを嘆いているが、*bourgeois* と *citoyen* の両語が登場するこの注は、残念ながら服部も中江も訳出していない⁽¹⁰⁾。

中江兆民が明治21年(1888年)に創刊した『東雲新聞』の第29号(明治21年2月23日)の次の一節を見ると、中江も福沢と同じく、「市民」を中世都市との関連で使用している。

「たとえば、ヨーロッパの市民が、封建諸侯の手から、その自由自治の権利を奪い取った歴史をみよう。[引用中略]市民は豪壮不屈であり、[引用中略]ついに自由都市の許可を奪いとり、自治の権利を認識させ、[引用中略]以来、多数の星霜と変遷を経て、ついにヨーロッパ十九世紀の今日にいたって、自由も権利も幸福もある国民となったのは、もともとその市民が勇壮活発で、よく自由権利の担保者、保険者となったからではなからうか。」(『日本の名著・中江兆民』、中央公論社、1970年、325ページ。)

ここで中江が「市民」というとき、フランス語を思い浮かべるとすれば、それは bourgeois だっただろう。中江が校閲者としてかかわった『仏和辞林』には、先に見たように、集合名詞としての bourgeois に対して「市民」という訳語が登場している。しかし明治時代の文献では、近代の bourgeois が「市民」という語で論じられることはなかったようだ⁽¹⁾。

次に社会主義者の文献で、bourgeois の訳語をたどってみよう。

欧米の社会主義文献のうち、早くから翻訳、紹介されたのは『共産党宣言』であった。公刊されたものとしては、明治37年(1904年)に『平民新聞』第53号(11月13日)に掲載された堺利彦、幸徳秋水による文語訳が最初である。これはサミュエル・ムーアによる英訳(1888年)を底本としているが、『共産党宣言』の第3章「社会主義的および共産主義的文献」は訳出されていない。この堺、幸徳訳以後の日本語版『共産党宣言』の書誌としては、大島清氏による「日本語版『共産党宣言』書誌」(大内兵衛、向坂逸郎監修『櫛田民蔵全集』第1巻、社会主義協会出版局、1978年所収)が充実しており、また言語学者による『共産党宣言』の訳語の研究として、宮島達夫氏の「『共産党宣言』の訳語」(言語学研究会編『言語の研究』, むぎ書房, 1979年所収)がある。宮島氏の丹念な研究は、日本の社会科学用語の成立史を知る上で参考になる。

宮島氏の研究に依拠しつつ、日本語版『共産党宣言』で bourgeois の訳語がどのように変化していったかを見よう。

堺、幸徳訳の『共産党宣言』を掲載した『平民新聞』は、発刊と同時に新聞条令により、秩序壊乱にあたるとして発禁処分をうける。そのため堺と幸徳は明治39年(1906年)の『社会主義研究』第1号に、このたびは「学術研究の資料」として『共産党宣言』を発表することにする。そのさい、先の『平民新聞』の翻訳では省略されていた『共産党宣言』の第3章も堺の翻訳によって補われ、完訳となった。

『社会主義研究』第1号によって堺、幸徳訳の『共産党宣言』を見ると、bourgeois には「紳士」、bourgeoisie には「紳士閥」、proletarian には「平民」という訳語があてられている。英語版『共産党宣言』の原文で第3章の冒頭にあらわれる modern bourgeois society (ドイツ語原文は die moderne bürger-

liche Gesellschaft) の堺訳は「近代の紳士社会」である。そして訳者注で堺らは、「紳士」や「平民」という訳語を選択した苦心を語っている。

「紳士の原語はブルジョア (Bourgeois) にして、時に富豪と訳され、時に豪族と訳され、又多く資本家と訳さるるもの。然れども吾人は種々推敲を費したる後、姑く之を紳士と訳す。紳士とは元来君子人を意味するの語なれども、近來日本に於ける紳士紳商と云ふが如き用法に従へば、私利的にして俗悪なる、一般上流社会の人物を表現するの語として、其の頗る適切なるを見るに非ずや。但し或場合に於ては、或いは市民と訳し、或いは紳商と訳せり。平民の原語はプロレタリアン (Proletarians) にして之を労働者若くは労働階級と訳するも可なり。」(8 ページ。)

この訳注を見ると bourgeois の訳語として「市民」も考えられていたようだが、『共産党宣言』の翻訳で堺らが「市民」を使用したのは、中世ヨーロッパの都市の burgher (ドイツ語原文では Bürger) に対してであった。当時の『平民新聞』を見ると、「平民」あるいは「労働階級」に対立するのは、「紳士」「紳士閥」の他、資本家階級、中等階級、有産階級、ブルジョワ階級といった用語である。

『共産党宣言』の最初の完訳が公刊された後、明治43年(1910年)に起こった大逆事件で社会主義文献は発禁となる。それから約10年を経た大正10年(1921年)、堺は河上肇と櫛田民蔵の訳文を参照し、今度はドイツ語原文から口語訳『共産党宣言』を完成する。堺の新訳では、「紳士」や「紳士閥」といった現代の我々から見ると奇妙な訳語は姿を消し、「紳士閥」は「ブルジョアジー」に、「平民」は「プロレタリア」となる。「近代の紳士社会」は、新訳では「近世のブルジョア社会」と改められた。堺の新訳は現代でも通用する文章で、内容的にも正確である。宮島氏によれば、堺の新訳によって『共産党宣言』の日本語訳は最も大きな飛躍をとげ、「堺の旧訳と新訳との差にくらべれば、新訳とそれ以後のものとのちがいは、あまり目だたないくらい⁽¹²⁾」である。

bourgeois をカタカナ表記に改めた堺の新訳より、我々にとって興味深い

のは、この飛躍のはざまの大正8年(1919年)に、『改造』第1巻第7号(10月1日)に掲載された『共産党宣言』の第3章の邦訳「社会主義者の社会主義評」である。訳者の名は明記されていない。以下に、この『改造』の「社会主義者の社会主義評」の訳語と、翌年の大正9年(1920年)に櫛田民蔵が東京帝国大学経済学研究会発行の『経済学研究』第1巻第1号に発表した『共産党宣言』第3章の邦訳「社会主義及び共産主義文書(社会主義者の社会主義評)」の訳語と、現在の『マルクス=エンゲルス全集』(大月書店)の訳語とを並べてみよう⁽¹³⁾。

	『改造』(1919年)	櫛田(1920年)	『マルクス=エンゲルス全集』
Bourgeois	市民階級	資本家	ブルジョア
Bourgeoisie	市民階級	資本家階級	ブルジョア階級
die moderne bürgerliche Gesellschaft	近代の市民的社会	近世の資本家社会	近代ブルジョア社会
Proletariat	平民	無産者	プロレタリアート

ここで注目されるのは、『改造』の訳が、プロレタリアートに対して「平民」という、堺、幸徳らの古い訳語を残す一方、Bourgeoisに対して「市民階級」や「市民的社会」という新しい訳語を用いている点である。この「市民階級」や「市民的社会」という訳語は、マルクス主義研究者のあいだで受容されたのであろうか。

久留間鮎造が、大正14年(1925年)に『大原社会問題研究所雑誌』第3巻第2号に発表したマルクスの「ユダヤ人問題によせて」の邦訳「ユダヤ人問題」を見てみよう。ここで久留間は、Bürgerに「市民」、Staatsbürgerに「国家公民」という訳語をあて、またドイツ語原文でマルクスがBourgeoisとしているところは「ブルジョア」、Citoyenとしているところは「シトアイヤン」とカタカナで表記している。久留間の訳文の一節を抜き出すと次のとおりである。

「或特殊な宗教の奉信者としての人間が、彼の国家公民たる資格との間に、共同体の分子としての他の人間との間に、感ずる所の矛盾は、必竟するに、政治的国家と市民的社會との間の現世的分裂に帰着する。『ブルジョア』としての人間に取っては、『国家内に於ける生活は、本質及原則に対する外觀若くは一時的例外に過ぎない。』確かにブルジョアは、ユダヤ人と同じく、ただ詭弁的にのみ国家生活に於て存続する、それは恰かも『シトアイヤン』が、ただ詭弁的にのみ、依然としてユダヤ人であり『ブルジョア』であるのと異らない。」(462ページ。引用にさいして原文にある傍点は省略した。)

久留間は「市民的社會」「ブルジョア」「シトアイヤン」のすべてに訳注をつけている。

まず「市民的社會」については、「茲に暫く *bürgerliche Gesellschaft* を訳して市民的社會と云ふ。適訳とは思はないが他に適当な邦語も見当たらない。取り分け濃厚な歴史的背景とそれに伴ふ内容の複雑味とを有っている此様な言葉の反訳は、厳格な意味に於ては不可能と云ふべきであらう」とし、マルクスが用いている *bürgerliche Gesellschaft* の意味を正確に理解するためには、ヘーゲルの『法律哲学大綱』⁽⁴⁴⁾にさかのぼらなければならないことが詳しく説明されている(487ページ)。

次に「ブルジョア」と「シトアイヤン」については、次のように説明される。

「茲に所謂『ブルジョア』 *bourgeois* は、前後の関係からも推知され得る如くに、『市民的社會』の構成分子としての人間を指し、之に反して『シトアイヤン』 *citoyen* は、國家の構成分子としての人間を意味するのである。*bürgerliche Gesellschaft* を『市民的社會』と訳する以上、ブルジョアは之を『市民』と訳することが相応はしいわけであるが、マルクス自ら仏蘭西語を其俚用ひている点を考慮し、且誤解の危険を思ひ、其俚にして置いた次第である。『シトアイヤン』の方は普通に『公民』と訳される。『シトアイヤン』は又此論文中の多くの箇所では *Staatsbürger* なる言葉で云ひ換へられている。本訳に於て『國家公民』となせるものが是である。」(488ページ。)

すでに見たように、福沢が中世ヨーロッパの自治都市の *burgess* にあてた「市民」という訳語は、早くから受け入れられたようだ。*burgess* や *burgher* を「市民」と訳すのであれば、それに対応する歴史用語としての *bourgeois* や *Bürger* もまた「市民」と訳されなければなるまい。しかし *bourgeois* や *Bürger* は、歴史が下るとともにその意味内容を変化させてきた。久留間が「此様な言葉の反訳は、厳格な意味に於ては不可能」と嘆くのももっともである。さらに久留間の「ユダヤ人問題」とほぼ同時期の昭和2年(1927年)に出版された河原萬吉訳『社会契約論』(萬有文庫刊行会)の第1編第6章を見ると、*citoyen* に対して、もはや明治時代の「国人」という訳語は消え、「市民」という、現代まで続く訳語があてられている。

「又此の団体員は、集合的には国民と言ひ、個々の場合、主権に参与する時には市民、国家の法律に服従する時には臣民と云ふ。」(24ページ。引用にさいして原文にある傍点は省略した。)

本稿の第1章「原語の意味の変化」で述べたように、*bürgerliche Gesellschaft* において、ヘーゲルが *bürgerlich* を *Bourgeois* の形容詞形として用いていることを考えれば、『社会契約論』の *citoyen* の訳語として用いられるのと同じ「市民」を用いて、*bürgerliche Gesellschaft* を「市民的社会」と訳すのは問題が大きい。しかし昭和6年(1931年)にでた速見敬二、岡田隆平共訳の『法の哲学』(鐵塔書院)を見ると、「市民的社会」から「的」が落ち、訳語が「市民社会」という、より安定した形になったことがわかる。そして今日にいたるまでヘーゲルの *bürgerliche Gesellschaft* は、「市民社会」という訳語で理解されるようになるのである。

(2) 第二次世界大戦後

第二次世界大戦前まで「市民」は、たとえば「金沢市民」という使い方を別にすれば、ヨーロッパの歴史を理解するための翻訳語であった。その「市民」が日常語として多用されるようになるのは、第二次世界大戦後である。松下圭一の1966年の論文『「市民」的人間型の現代的可能性』は、その間の

事情を次のように述べている。松下は1960年代の後半以降、革新自治体運動の理論家として活動した。

「戦後二〇年をへた今日、マス状況の拡大のなかから「市民」的人間型が日本で生まれつつある。〔引用中略〕明治百年の歴史のなかで、はじめて「市民」成立の社会的条件が成熟してきたと診断しうる時点に、たったといえるのである。

だがいまだ市民という言葉は日本でひろくなじんだ言葉とはなっていない。市民という言葉は、今日でもアカデミックな学術用語にとどまっているといって過言ではない。一九六〇年の〈安保〉国民運動においてアカデミックな活動家を中心に展開された市民的自発性による抵抗の理論に「市民主義」といった「主義」的規定づけがなされたのもそのためであろう。

市民という語は、特殊ヨーロッパ的形象であり、日本にとっては明治開化以後の外来語である。しかし市民だけがそうなのではない。国民や階級も同様である。とすれば、なぜ市民が、国民や階級と異なってひろくなじむことができなかったのか、ついで日本の今日の状況において「市民」とはいかなる意味と可能性をもっているのか、があらためて問題にされてよいだろう。」(『思想』504号(1966年)、16ページ。)

引用文中の「市民主義」とは、久野収が『思想の科学』第19号(1960年7月)の安保闘争に関連する「緊急特集・市民としての抵抗」に寄せた対話形式の論考「市民主義の成立」で用いた語である。久野のこの論文は、日本で「市民」という語の用法に新たな地平をひらいた点で、記念碑的な論文とされる。「現在の市民の定義をどうするかの問題」に答えて久野はいう。

「歴史から切りはなすわけにはいかないが、歴史的説明だけをしておればよいというものでもない。もっともかんたんにいえば、「市民」とは、「職業を通じてのみ生活をたてている人間」ということになるだろう。」(10ページ。)

これだけではよくわからないが、別の言い方をすれば、すべての職業人が、

各自の職業は本来国家権力とは無関係であり、国家権力の態度決定に賛成するか反対するかは各自の自由だ、という自覚を持つこと、これが市民意識の第1歩であり、この自覚の上に連帯して、政治権力とは無関係なところから国家権力の加える統制や干渉を一致して退ける運動こそが市民運動だ、というのである。

同じく1960年に刊行された、日高六郎編『1960年5月19日』(岩波新書)の第2章「市民は起ち上がる」を見てみよう。「1960年5月19日」とは、日米安全保障条約改定に反対する「市民」が国会を取り巻き、その反対の意志を表明した日である。

「ところで市民とはなにものか。フランス革命のさいに発布されたいわゆる『人権宣言』は、周知のとおり「人および市民の権利宣言」(1789年)と銘うたれている。[引用中略]ここでの「市民」の理念には、比喩的には歴史をもこえようとする「自然権」の保持者として、必要な時がくれば権力者に直面して、たちまち「王政への抵抗」[引用中略]にたち上がる姿勢をくずさないでいる側面と、「一の神聖で不可侵の権利である」所有権[引用中略]の保護をたてまえにとって、産業生活に進化する市民階級(ブルジョアジー)としての側面とがからみあっていたことは否定できない。当時はこの両者は内面的に統一されていたが、時の経過とともに、後者は資本主義社会の支配階級に成長し、[引用中略]ときには反動的にさえなっていく。いまここで市民というのは、主として前者の側面であり、したがってそれは、とくにある歴史的カテゴリーや、ある階層や階級をさすものでもない。まして未組織層を漠然とさすものでもない。」(75ページ。)

すなわちここでの市民とは、あらゆる王政に反対する人民主権の主体としての自覚を持つ人々のことであり、「その点では、市民は階層、職業、年齢、性別、思想的立場の相違をこえ、とくに言論、思想、信仰、集会、結社等の自由をかたく守って一步もゆずろうとしないところに、その基本的特徴があると言ってよい。家庭と職場から街頭へ出た市民層は、内在的にそうした性格を持つ人々であった。」(76ページ。)

久野や日高が語る「市民」とは、一つの人間類型、松下の用語を用いれば「人間型」であった。松下は、日本の社会構造および人々の意識構造をいかに近代化すべきかという、第二次世界大戦後の日本の知識人の問題意識をふまえつつ、前掲論文のなかで人間型としての市民を次のように定義している。

「一般的にいて、市民を私的・公的自治活動をなしうる自発的人間型と位置づけることができるであろう。市民は、現在、ヨーロッパの古代都市国家ついで中世自由都市の市民、欧米近代における資本主義的市民階級というような歴史の実体としてではなく、むしろ民主主義の前提をなす個人の政治的資質すなわち「市民性」というエトスとして理解すべきである。いわば市民は、かつての歴史の実体性を切断して、政治理念としての普遍のエトスを意味するようになったのである。」(17ページ。)

こうして新たな意義を刷り込まれた「市民」という語は⁽¹³⁾、1965年に発足したベ平連(正式名称「ベトナムに平和を！市民連合」、1974年解散)などの運動を通じて人々のあいだに定着していった。ベ平連は、現在のさまざまな「市民」運動の原型となった運動である。

「市民」が日常語化するにいたり、ヨーロッパ政治思想史の専門家から警鐘が鳴らされたのも当然であった。「市民」という語が日本の日常生活に入り込めば込むほど、「市民」をヨーロッパの歴史を理解するための翻訳語として使用する場合には、その語が指示する歴史の実体の内容を厳密に規定しておく必要があるだろう。最後に、いまなお一読に値する一文として、1965年の福田歓一の「思想の言葉」の一部を引用しておこう。

「しかし、伝統化して無批判に使われるようになった市民が、研究上にながしかの不都合を生んでいることも、また事実であろう。それは、しばしば歴史上の用語の解釈に、はなはだ現代的な、或いは特殊日本的な読みこみをもたらす。もっと困るのは、こういう文脈で市民を使うときに、それが何を意味するかが使っている当人にもはなはだ曖昧になり、したがって読む側のイメージはますます曖昧になることである。もし何が不便かわからないという向きがあれば、ためしにお手許の著書訳書の中に使われている市民を、都市の住民の場合を除いて、片端からブルジョワ、民事、国家、公民などで置

き換えて見ていただきたい。ブルジョワもはなはだ曖昧なコトバではあるが、市民よりはるかに通信効率が高いはずである。」(『思想』, 1965年3月号, 65ページ。)

- (1) 尾形裕康「明治の翻訳社会科学書」, 『社会科学討究』, 第5巻第2号(1960年), 6ページ以下。
- (2) citizen が「素性正しき人」であるのに対し, proletary は「賤しき生れの人」である。
- (3) 林有一『「無産階級」の時代』, 18ページ。
- (4) 丸山真男『「文明論之概略」を読む』下, 岩波新書, 1986年, 37ページ。
- (5) 一例として福沢の『文明論之概略』に「今田舎の土民と都会の市民とを比して私徳の量を計れば」(『福沢論吉全集』第4巻, 100ページ) とある。
- (6) 丸山, 前掲書, 40ページ。福沢は『西洋事情二編』(明治3年, 1870年)のなかで, 1789年のフランス革命について「一都府の挙動, 恰も一身の如く, 頃刻の間に市民変じて兵士と為り, 自ら護国兵(ナショナルガールド)と称して, 大小砲を集め, 武器を携る者三万人[以下, 引用略]」(『福沢論吉全集』第1巻, 580ページ)と述べているが, この「市民」に特別の意味があるとは思えない。パリという都会の人々の意味で用いられているのではないだろうか。本章の注(5)も見よ。
- (7) 『郵便報知新聞』の原文は, 松尾章一『自由民権思想の研究』増補・改訂版, 日本経済評論社, 1990年, 200ページの注24から引用した。
- (8) 自由民権運動の「民権」は, 明治3年(1870年)頃, 箕作麟祥がフランス語の *droit civil* にあてた訳語である。「民権」はどのように理解されていたのか。明治7年(1874年)に出た黒田行元の『政体新論』に関連して, 松尾, 前掲書は, 「民権」とは「人民の権利」の意味でとらえられており, そこでは「私権」, すなわち生活, 自主, 行動, 結社, 集会, 思想, 言論, 平等, 所有権等の自由の権利と, 「公権」, すなわち国事に参加する権利(参政権)の2種類の権利が認められているとする(35ページ)。しかしフランス語の *droit civil* は民法を, *droits civils* は *droits politiques* (公権)と区別される私権を意味する。自由民権運動期の里謡俗曲の一つである「よしや武士(節)」で, 「よしやシヴィルはまだ不自由でもポリチカルさえ自由なら」と謳われたが, 「民権 *droit civil*」を冠した自由民権運動で追求されたのは, *droits politiques* であった。

本文中で取り上げた3冊の仏和辞典で, *civil* に関連するフランス語の訳語を確認しておこう。

まず明治20年(1887年)に出た野村他訳, 中江校閲の『仏和辞林』第3版(明治25年)では, *civil* は「士民の, 民事の, 文事の, 俗事の, 民の(法), 社会の, 遜讓なる, 礼儀正しき, 凡俗の」, *droit civil* は「民法, 民権」, *code civil* は「民法

（法）」である。明治26年（1893年）に出た野村，中江共訳の『仏和字彙』で *droit civil* を見ると「民権」という訳語が消え，「民法，公民権」となっている。「民権」が「公民権」と言い換えられたのか。大正10年（1921年）の『仏和大辞典』になると，このような混乱は解消される。*civil* の訳語は「1.（法）市民の，人民の，民事の，人民間の，市民間の，2. 文の（武に対し），3. 暦の（自然天文に対し），4. 丁寧な，鄭重な，懇懇な，上品な，礼儀正しい」となり，*droit civil* は「民法」，*code civil* は「民法典」，*droits civils* は「私権（*droits publics* 公権に対する語，主として民法上の権利を指す）」と説明される。

（9）尾形，前掲論文，10ページ。

（10）参考までに，ルソーの『社会契約論』第4篇第3章「選挙について」のなかの一文について，作田啓一による現代語訳と，明治10年（1877年）の服部訳，明治16年（1883年）の原田潜訳『民約論覆義』（春陽堂蔵版）の訳を並べておこう。服部と原田は *bourgeois* に「豪民都人」という訳語をあてている。

作田訳：ジュネーヴ共和国とヴェネツィア共和国について「二つの共和国のあいだの極端な相違を除けば，ジュネーヴの町民階級 *bourgeoisie* がまさしくヴェネツィアの貴族階級 *Patriciat* にあたり，ジュネーヴの二世在留民 *natifs* や在留民 *habitans* はヴェネツィアの町人 *Citadins* と下層民 *peuple* にあたり，」（作田，前掲訳書，219ページ。）

服部訳：「今尚ほ此両共和政治に至大の差違ある所以を開陳するべきは，則ち日内瓦の豪民都人は全く威内斯のパトリシヤ（按に貴族）に匹適し，其府人人民は威内斯の府民に匹適す。」（服部，前掲訳書，4の17ページ。）

原田訳：「今尚ほ両共和政治に至大の差違ある所以を陳述するべきは，則ちゼネーブの豪民都人は全くウエニースのパトリシヤ（按するに貴族ならん）に相ひ対し，其府の人民はウエニースの府民に相ひ対す。」（303ページ。）

「選挙について」でルソーが言及しているジュネーヴ共和国では，住民は *citoyen*，*bourgeois*，アビタン（在留民），ナチフ（二世在留民）シュジェ（隸属農民）の5階級に分かたれていた。このうち共和国で高位の行政官となる資格が与えられていたのは *citoyen* だけである。*bourgeois* とは，ブルジョワ証書を下付されて，すべての商業に従事しうる者をさす。アビタンは市に居住する権利を買い取った外国人，ナチフは市内で生まれたアビタンの子供たちである。アビタンとナチフは制限された市民権しか持たない。シュジェはどこで生まれたかにかかわらず，都市周辺の田舎に住む農民で，もっとも無力な階級であった。（作田，前掲訳書，264ページ。）

（11）ただし鹿野政直『明治の思想』（筑摩書房，1964年）によると，明治28年（1895年）に民友社から『市民』という書物が刊行されたという。そこでは「民友社派の市民像が具体的に展開」され，「日本人は『大日本市民』でなければならぬ」と説かれているという（200ページ）。この鹿野氏の記述は林さんの指摘で知ったが，林

さんも私も、民友社の『市民』という書物の存在を確認することはできなかった。

(12) 宮島, 前掲論文, 457ページ。

(13) 『改造』に掲載された邦訳では、訳者の名は明らかにされず、ただ前書きに、「『社会主義者の社会主義評』と云ふ題は櫛田民蔵氏の付けられたものであることを附記して置く」(114ページ)とのみある。櫛田民蔵が『経済学研究』に発表した『共産党宣言』の第3章の邦訳『社会主義及び共産主義文書』の副題は、「社会主義者の社会主義評」であった。このことから、櫛田が『改造』の翻訳自体にも関与していた可能性が考えられるが、『改造』の訳語と櫛田の訳語はかなり異なっており、宮島氏は訳者は別人であろう、としている(宮島, 前掲論文, 439ページ)。櫛田は、みずから翻訳の「追記」で『改造』の翻訳に言及し、「その訳文は、新たな訳文の存在を不必要とする程完全なものではない。拙訳誤謬もあらんが、恐らく尚ほ並び存するを妨げないであろう」(252ページ)と述べている。

(14) 日本ではじめて本格的にヘーゲル哲学を紹介したのは紀平正美である。紀平は大正15年(1926年)12月から昭和2年(1927年)4月まで『哲学講座』(近代社)に4回にわたって「ヘーゲル哲学」を連載したが、彼ももまた、ヘーゲルの *bürgerliche Gesellschaft* を「市民的社会」と訳している。

(15) もっとも平子氏が指摘しているように、アリストテレスの「市民」社会は、「人間の人間としての完成をめざしつつ最高最善の共同体を志向するという人間の実践的関心の中から生まれてきた概念」であり、古典古代に由来する西欧の伝統的社会概念としての市民社会概念は「この言葉を使用しつつしてきた人々の実践的生活関心とそれに基づく現実了解の独特の認識論と切り離しては理解することができない。」(平子友長「市民社会概念の歴史」、『法の科学』, 第27号(1998年), 192ページ以下。)

参考文献

研究ノートをまとめるにあたり、本文および注であげた文献の他、下記の文献を参考にした。(五十音順)

後藤道夫「階級と市民の現在」, 石井伸男, 清真人, 後藤道夫, 古茂田宏『モダニズムとポストモダニズム』青木書店, 1988年所収。

ユルゲン・ハーバーマス, 細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未来社, 1973年。

水谷彪「西欧における市民的公共性論とその批判の歴史覚書」, 『季刊現代法』, 第10号(1979年)。

山田洸『言葉の思想史』花伝社, 1989年。

マンフレート・リーデル, 河上倫逸, 常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』以文社, 1990年。

林有一教授 著作目録

1972年

「小作地返還闘争と地主制の後退——埼玉県入間郡南畑村小作争議を通して」歴史学研究会『歴史学研究』第389号（10月）

「『農民哀史』における都市と農村——『第二期農民運動』の歴史的背景」『郷土 富士見』第3号

1973年

《新刊紹介》『勝田市史料Ⅲ 佐野村経済更生運動資料』大塚史学会『史潮』第112号（9月）

「現代史部会報告批判」歴史学研究会『歴史学研究』第403号【共著】（12月）

1974年

「三〇年代日本ファシズムと現代——戦前日本農村におけるファシズムと反ファシズムの論理について」世界政治経済研究所『世界政経』第29号（7月）

「南畑村の小作争議」〈小作争議五〇周年事業・南畑の歴史を考える農民と市民のつどい〉実行委員会『南畑の歴史を学ぶために——その昨日・今日・明日の資料』所収（12月）

1975年

《書評》「中沢市朗『埼玉民衆の歴史』」埼玉民衆史研究会『埼玉民衆史研究』創刊号（3月）

「なぜ南畑小作争議をとりあげるのか」〈小作争議五〇周年事業・南畑の歴史を考える農民と市民のつどい〉記録編集委員会『農民と市民のきずなを求めて——〈農民と市民のつどい〉の記録』所収（4月）

「農民運動史研究の課題と方法——地主制、大正デモクラシー・日本ファシズムとの関連」歴史科学協議会『歴史評論』第300号（4月）

「大正期労働・農民運動」大江志乃夫ほか編『日本史を学ぶ 四 近代』有斐閣、第17章【共著】（9月）

「農民自治会運動の歴史的 성격」富士見市農民と市民の会『農民と市民』創刊号（12月）

1976年

「特集関係文献解説」『歴史公論』第2巻第9号（特集・大正デモクラシーへの道）（9月）

1977年

「昭和初期における川口鋳物業と労働運動の展開について」川口市総務部市史編さん室『川口市史調査概報』第3集（2月）

《紹介》「渋谷定輔『野良に叫ぶ 渋谷定輔詩集』」埼玉民衆史研究会『埼玉民衆史研究』第3号（3月）

「初期小作争議の展開と大正期農村政治状況の一考察」歴史学研究会『歴史学研究』第442号（3月）

「昭和恐慌下小作争議の歴史的 성격——長野県五加村小作争議の分析」土地制度史学会『一九七七年度 土地制度史学会秋季学術大会報告要旨』（10月）

1978年

「農民自治会論——一九二〇年代農村状況の把握のために」世界政治経済研究所『季刊世界政経』第64号（1月）

「小作争議と農村」金原左門編『地方文化の日本史 九 地方デモクラシーと戦争』文一総合出版、所収（3月）

「昭和恐慌下小作争議の歴史的 성격——五加村小作争議の分析」大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房、第5章（6月）

《書評》「滝沢秀樹著『日本資本主義と蚕糸業』」『日本図書新聞』10月21日号（10月）

「討論要旨」歴史学研究会『歴史学研究一九七八年度別冊特集』（11月）

1979年

「討論要旨」歴史学研究会『歴史学研究』第467号【共著】（4月）

《史料・文献紹介》「加藤文三著『昭和史歳時記』」歴史学研究会『歴史学研究』第469号（6月）

《書評》「西田美昭編著『昭和恐慌下の農村社会運動』」東京大学文学部史学会『史学雑誌』第88編第9号（9月）

「日露戦争から第一次大戦までの農業政策——神根村・白倉家文書『本村役場諸達綴』の分析」川口市総務部市史編さん室『川口市史調査概報』第5集（12月）

1980年

「自由民権百年をめぐる動向について」歴史学研究会『歴史学研究月報』第246号（6月）

《史料・文献紹介》「『大月市史 通史編』」歴史学研究会『歴史学研究』第486号（11月）

1981年

《書評》「安田常雄著『日本ファシズムと民衆運動——長野県農村における歴史的実態を通して』」歴史学研究会『歴史学研究』第489号（2月）

「現代史部会共同研究報告批判」日本史研究会『日本史研究』第225号（5月）

「第一次大戦後の農民問題」歴史学研究会『歴史学研究』第492号（5月）
《史料・文献紹介》「藤原彰編『資料現代史一——軍隊内の反戦運動』」歴史学研究会『歴史学研究』第495号（8月）
「いま、なぜ民権百年集会か」コミュニティー・ジャーナル『いしかわ』第56号（10月）
「第一次大戦後の農民問題」歴史学研究会『歴史学研究 別冊特集 一九八一年度歴史学研究会大会報告』（11月）
「独占資本主義確立期——第一次大戦から昭和恐慌まで」暉峻衆三編『日本農業史』有斐閣、第3章（11月）

1982年

『志木市史 別編 星野半右衛門日記』志木市【共著】（3月）
『川口市史 近代資料編Ⅱ』川口市史編さん室【共著】（4月）
「社会運動の変化」金原左門・竹前栄治編『昭和史』有斐閣、第1部第2章（7月）
「憤激する御正村の小作人たち」ほか16項目 森田武編『明治・大正・昭和の郷土史11 埼玉県』昌平社、所収（10月）

1983年

「『加賀の金沢』から」歴史学研究会『歴史学研究月報』第279号（3月）
《史料・文献紹介》「吉見義明・横関至編『資料 日本現代史 四 翼賛選挙①、五 翼賛選挙②』」歴史学研究会『歴史学研究』第514号（3月）
「歴史と証言——『二・二六事件と郷土兵』について」埼玉民衆史研究会『埼玉民衆史研究』第7号（3月）
『川口市史 近代資料編Ⅰ』川口市史編さん委員会【共著】（11月）
「石川県の小作争議に関する試論」北陸歴史科学研究会『北陸歴科研会報』第18号（11月）

1984年

「戦前石川県の婦人労働」石川県商工労働部『石川県における婦人労働に関する実態調査報告書』、所収【共著】（3月）
《書評》「中村政則『日本近代と民衆』」『文化評論』第278号（5月）
「最近の小作争議研究をめぐる問題点」1984年10月10日歴史学研究会日本近代史部会例会報告（10月）
「日本農民組合成立史論Ⅰ——日農創立と石黒農政のあいだ——第三回ILO総会」金沢大学経済学部『経済学部論集』第5巻第1号（12月）

1985年

「埼玉県旧新座郡下町村の東京編入問題——その歴史的経過」志木市総務部市史編さん

室『志本市史調査報告書 志木風土記』第6集（3月）

「二・一一集会参加記」『教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会ニュース』第115号（3月）

《書評》「嘸叟衆三著『日本農業問題の展開 下』について」『季刊科学と思想』第56号（4月）

「社会運動の諸相」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史九 近代三』東京大学出版会、所収【共著】（7月）

「両大戦間期における農村『協調体制』論について」京都民科歴史部会『新しい歴史学のために』第180号（8月）

1986年

「近代農民運動の歴史的品格——森武麿編『近代農民運動と支配体制』によせて」歴史科学協議会『歴史評論』第435号（7月）

1987年

『富山市史 通史下巻』富山市史編さん委員会【共著】（1月）

『石川県の百年』山川出版社【共著】（8月）

「『石川県の百年』を書いて」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレター』第5号（10月）

1988年

『志本市史 近代資料編』志本市【共著】（1月）

『川口市史 通史編 下巻』川口市総務課市史編さん係【共著】（3月）

《講演記録》「十五年戦争と天皇の戦争責任」今日の天皇問題を考える石川県連絡会『今日の天皇問題を考える——九集会』、所収（11月）

1989年

『志本市史 通史編下 近代・現代』志本市【共著】（3月）

「金沢大学の“フェアブル”——故古見克君のこと」『金沢大学経済学会々報』1989年3月25日号（3月）

「移転をまえにして」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレター』第12号（7月）

1990年

《資料紹介》「雨宮謙著『山梨県窪中島部落に於ける農民運動の基礎的解明』」日本史研究会『日本史研究』第329号【共著】（1月）

「社会運動史における『数の問題』——『石川県社会運動史』を読んで」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレター』第15号（4月）

《書評》「南塚信吾『静かな革命——ハンガリーの農民と人民主義』」歴史学研究会『歴史学研究』第606号（5月）

「農民運動史論」西田美昭・森武麿・栗原るみ編著『栗原百寿農業理論の射程』八朔社、第8章（5月）

《書評》「野田公夫『戦間期農業問題の基礎構造』」富民協会／毎日新聞社『農業と経済』第56巻第7号（6月）

《推せんの辞》「『農民イデオロギー』再検討のために」パンフレット『復刻版農民（不二出版刊行）』（9月）

1991年

《講演記録》「天皇制の『伝統』と現代」北陸歴史科学研究会『北陸歴科研会報』第25号（2月）

『近代日本の行政村——長野県埴科郡五加村の研究』日本経済評論社【共著】（2月）

「五加村研究会の十二年（上）（下）」日本経済評論社『評論』第77、78号（3、6月）

「『湾岸戦争をへて今、世界と日本の平和と民主主義を考える集い』の感想」金沢大学教職員組合法文分会執行委員会『法文分会ニュース』1990年度第19号（4月）

《新刊紹介》「東敏雄編著『叢書・聞きがたり農村史Ⅰ 大正から昭和初年の農民像』、『叢書・聞きがたり農村史Ⅱ 女性の仕事と生活の農村史』、『叢書・聞きがたり農村史Ⅲ 村の指導者とインテリたち』」日本史研究会『日本史研究』第345号（5月）

《解説》「近代農民運動史研究の軌跡」編集・金原左門、解説・林宥一『歴史科学大系第二四巻 農民運動史』校倉書房、所収（6月）

「『牛・馬』と『蜂・蛾』のあいだ」金沢大学経済学部『地域経済ニュースレター』第20号（9月）

「羽二重から人絹織物への転換」『実録・石川県史』編集委員会『実録 石川県史 一八六八—一九八九』能登印刷出版部、所収（11月）

1992年

《書評》「坂根嘉弘著『戦間期農地政策史研究』」日本史研究会『日本史研究』第353号（1月）

「『日本近代史』からの発言」金沢大学平和問題『ネットワーク・ニュース』第5号（5月）

1993年

「インド滞在記——一九九二・一〇～一九九三・四」金沢大学経済学部『地域経済ニュースレター』第27号（5月）

「共感と違和感と——村上さんの『国際貢献』原論を読んで」金沢大学平和問題『ネットワーク・ニュース』第38号（7月）

「階級の成立と地域社会——労働・農民運動組織化とその影響」『シリーズ日本近現代史
三 現代社会への転形』岩波書店, 第1章(7月)

“Post-war History and Some Issues in Contemporary Japan”, *China Report : A Journal of
East Asian Studies*, Sage Publications, New Delhi / Thousand Oaks / London, Vol.29, No.4,
Oct. - Dec.

1994年

《書評》「今西一『近代日本成立期の民衆運動』」土地制度史学会『土地制度史学』第142
号(1月)

「西山光一日記」新人物往来社『歴史読本特別増刊日本「日記」総覧』第39巻第8号
(4月)

「近現代史部会共同研究報告批判」日本史研究会『日本史研究』第381号(5月)

「民族解放と差別撤廃の動き」金原左門編『近代日本の軌跡 四 大正デモクラシー』
吉川弘文館, 第5章(8月)

1995年

「T・O氏の『戦争を阻止し平和を創造する主体』論について」金沢大学平和問題『ネッ
トワーク・ニュース』第70号(1月)

「《紹介記事》(※目録編集者註…C・チャップリン『独裁者』より演説場面のシナリオ
“The Concluding Speech of the Dictator”の紹介)」金沢大学平和問題『ネットワーク・
ニュース』第73号(3月)

《書籍紹介》「藤田省三『全体主義の時代経験』, 加藤哲郎『国民国家のエルゴロジー』,
アリス・テイラー(高橋豊子訳)『アイルランド田舎物語』」金沢大学生生活協同組合書籍
部『アカンサス Review』通巻第1号(4月)

《書籍紹介》「内橋克人『共生の大地——新しい経済がはじまる』, 小林明子『アジアに
学ぶ福祉』, 鶴見俊輔『竹内好——ある方法の伝記』」金沢大学生生活協同組合書籍部『ア
カンサス Review』通巻第2号(5月)

《書評》「西田美昭編著『戦後改革期の農業問題』」東京大学文学部史学会『史学雑誌』
第104編第7号(7月)

《書籍紹介》「井上洋平『自転車五大大陸走破』, 成美子『チンジャラ激戦中』, 羽生善治・
柳瀬尚紀『対局する言葉 羽生 VS ジョイス』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカン
サス Review』通巻第4号(7月)

《書籍紹介》「三上義一『アウン・サン・スー・チー 囚われの孔雀』, 高橋英彦『イン
ド発, 国連職員の日々』, 奥野良之助『金沢城のヒキガエル——競争なき社会に生きる』」
金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第6号(10月)

《書籍紹介》「串田孫一『新選山のパンセ』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス
Review』通巻第7号(11月)

“Current Features of Japanese Agriculture and the Protectionism Issue” 金沢大学経済学部『金沢大学経済学部論集』第16巻第1号【共著】(12月)

1996年

《書籍紹介》『アルフィ・コーン (山本啓・真水康樹訳)』『競争社会をこえて ノー・コンテストの時代』, 武田晴人『日本経済の事件簿』, 江尻美穂子『神谷美恵子』, Aung San Suu Kyi『Freedom From Fear』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第9号 (1月)

「プラトニウムとデモクラシーは両立しない」金沢大学平和問題『ネットワーク・ニュース』第93号 (2月)

《書籍紹介》『ショウベンハウエル (斉藤忍附訳)』『読書について 他二編』, 佐藤研訳『新約聖書Ⅰ マルコによる福音書・マタイによる福音書』, 宗左近『宮沢賢治の謎』, リンドバーク夫人 (吉田健一訳)『海からの贈り物』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第10号 (2月)

「或る読書体験のこと」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレター』第38号 (3月)

《書籍紹介》『吉野源三郎『君たちはどう生きるか』, 宮崎義一『国民経済の黄昏』, 森清『会社で働くということ』, 木下順二『本郷』』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第11号 (4月)

《書籍紹介》『グレゴリー・アールグレン, スティーブン・モニアー『リンドバークの世紀の犯罪』』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第12号 (5月)

『日本農業一〇〇年のあゆみ 資本主義の展開と農業問題』有斐閣【共著】(5月)

《書籍紹介》『暉峻衆三編『日本農業一〇〇年のあゆみ』, 大田昌秀『醜い日本人 (新装版)』』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第13号 (6月)

《書籍紹介》『田辺寿夫『ビルマ』, 長崎暢子『ガンディー——現代アジアの肖像 八』』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第14号 (7月)

《書籍紹介》『後藤道夫他編『離脱願望 唯物論で読むオウムの物語』, 歴史学研究会編『講座 世界史一二——わたくし達の時代』, 篠田鉦造『明治百話上・下』』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第16号 (10月)

《書籍紹介》『J・R・R・トールキン (瀬田貞二訳)』『新版 指輪物語全九巻』, ドミニク・ラピエール (長谷泰訳)『歓喜の街カルカッタ上・下』』, 金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻18号 (12月)

1997年

《編集協力》『近代日本社会運動史人物大事典 全五巻』日外アソシエーツ【共著】(1月)

“Modernization and Popular Movements in Modern Japan” 金沢大学経済学会『金沢大学経済論集』第34号 (3月)

「両大戦間期社会運動試論——『無産階級』の時代」金沢大学大学院社会環境科学研究科『国際情報化時代における「中央—地方」関係の総合的研究（平成八年度特定研究）』、第3章（3月）

《書籍紹介》「熊沢誠『能力主義と企業社会』、ブーラン・デヴィ（武者圭子訳）『女盗賊ブーラン上・下』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第21号（4月）

《書籍紹介》「渡辺治『現代日本の帝国主義化——形成と構造』、奥野良之助『生態学から見た人と社会』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第22号（5月）

《書籍紹介》「鎌田慧『書くこと生きること』、同『自動車絶望工場——ある季節工の日記』、笹山久三『郵便屋』、正木鞆彦『バス車掌の時代』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第23号（6月）

《書籍紹介》「小沢浩『新宗教の風土』、E・ケストナー（高橋健二編訳）『子どもと子どもの本のために』」金沢大学協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第24号（7月）

《書籍紹介》「石堂清倫『大連の日本人引揚の記録』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第25号（9月）

「編集者の言」金沢大学平和問題『ネットワーク・ニュース』第111号（9月）

《書籍紹介》「古鹿忠夫『裏日本——近代日本を問いなおす』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第26号（10月）

「編集者の言」金沢大学平和問題『ネットワーク・ニュース』第112号（10月）

《書籍紹介》「神沢利子『流れのほとり』、西川麦子『ある近代産婆の物語——能登・竹島みいの語りより』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第27号（11月）

「編集者の言」金沢大学平和問題『ネットワーク・ニュース』第113号（11月）

1998年

《書籍紹介》「ホイットマン（酒本雅之訳）『草の葉上』、小田実『これは「人間の国」か』」金沢大学生生活協同組合書籍部『アカンサス Review』通巻第30号（2月）

『金沢市議会史 上』金沢市議会【共著】（3月）

「五〇年史編纂委員会委員から」『金沢大学五〇年史編纂ニュース・レター』第9号（6月）

「真夏の夜の八つ当たり」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレター』第48号（7月）

「深川聖一教会一〇〇年史」、『信仰一〇〇年』の編集を終えて」日本聖公会深川聖一教会『信仰一〇〇年』、所収（8月）

「委員長就任にあたって」金沢大学教職員組合『組合 NEWS』通巻第783号（9月）

「全大教単組代表者会議に参加して」金沢大学教職員組合『組合 NEWS』通巻第787号

(10月)

「学長補佐体制に関する見解」金沢大学教職員組合『組合 NEWS』通巻第791号 (11月)
『書籍紹介』「ルナン (津田稔訳) 『イエス伝』, アマール・ナージ (林真理他訳) 『トウガラシの文化誌』」金沢大学生協同組合書庫部『アカンス Review』通巻第38号 (12月)

1999年

「闇に光りを——新年の挨拶にかえて」金沢大学教職員組合『組合 NEWS』通巻第798号 (1月)

「近代史のなかの『金沢論』」金沢市史編さん事務局『市史編さん かなざわ』第6号 (2月)

『金沢市史 資料編——近代一』金沢市史編さん委員会【共著】(3月)

「大正デモクラシー期の農村社会運動と地方行政」部落問題研究所『部落解放問題研究』第147号 (5月)

「部局紹介第五回～経済学部～」金沢大学教職員組合『組合 NEWS』通巻第820号 (6月)

「日米ガイドラインと想像力の欠如」金沢大学経済学部『地域経済ニューズレター』第49号 (7月)

「一九二〇年代の社会運動——大衆民主制への転形と『無産階級』の時代」東京歴史科学研究会『人民の歴史学』第141号 (9月)

『書評』「南亮進・中村政則・西沢保編『デモクラシーの崩壊と再生』」『歴史学研究』第728号 (10月)